中央区地域包括ケアシステム推進会議設置要綱

制定　平成２９年７月２５日市長決裁
改正　令和　２年５月２８日中央区福祉課長決裁

（設置）
第１条　住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム（地域において医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する体制をいう。以下同じ。）の構築を図ることを目的として、中央区地域包括ケアシステム推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　推進会議は、次に掲げる事項について協議する。
(1)　中央区の地域包括ケアシステム構築のための現状分析・課題の整理に関すること。
(2)　中央区の地域包括ケアシステム構築のための事業の進捗管理及び情報共有に関すること。
(3)　前２号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの構築に必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　推進会議は、25 名以内の委員によって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから選定する。
(1)　学識経験者
(2)　保健、医療、福祉関係団体から推薦された者
(3)　健康づくり・介護予防等を推進する区の代表者
(4)　関係行政機関の職員
(5)　校区自治協議会から推薦された者
(6)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
（会長及び副会長）
第４条　推進会議に会長及び副会長を置く。会長は委員の互選とし副会長は会長が指名する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（任期）
第５条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員への謝礼金の支払）
第６条　推進会議の委員には、出席１回あたり３，０００円の謝礼金を支払う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
(1)　承諾書等において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合
(2)　前号に掲げる場合のほか、国、県等の職員であって所属部署の業務として推進会議に参加するものから、謝礼金を受け取らない旨の意思表示があったとき。
（庶務）
第７条　推進会議の庶務は、中央区役所保健福祉部福祉課において行う。
（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２９年７月２５日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年５月２８日から施行する。